

第 49 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 4 日（火） 14:00～15:55
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
 - （専 門 委 員） 伏見 清秀、松原 由美
 - （審議協力者） 総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課：瀧村保健統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 医療施設調査及び患者調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 若干、まだ定刻になっていませんが、皆さんおそろいのようなので、ただいまから、第 49 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回は、医療施設調査及び患者調査の変更等に関する審議の最終回になります。

最初に、今回の部会の審議時間についてお知らせいたします。

今回の部会の審議時間についても、医療施設調査及び患者調査の 2 本の調査の答申案について審議を行うこととしていることなどから、第 1 回目の部会でお知らせした当初予定の審議時間の「2 時間」から 1 時間延長して「3 時間」とし、午後 5 時まで審議を行うこととさせていただき予定ですので、御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

もちろん 5 時までに終われば越したことがないので、それに向かってよろしく願いいたします。

それで、もし、予定された時間を超過するような場合となりましたら、御予定がある方は御退席いただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料について、事務局に説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官付副統計審査官 恐れ入りますが「議事次第」を御覧ください。

「4」の配布資料のところでございます。

前回部会の結果概要につきましては、既にメールでお送りして、御確認いただいておりますので、説明は割愛いたしますが、資料 1 としてお配りしております。

また、前回部会の審議において部会長や委員、専門委員の皆様方から出されました意見等に対する厚生労働省の回答につきましては、資料 2 としてお配りしております。

次に、資料3ですが、医療施設調査につきまして、平成26年度の診療報酬改定との関係で、厚生労働省から、今回諮問された申請案にはない変更が急遽生じたというお申し出がございまして、その変更についての資料説明でございます。

それから、今回は、部会長からもお話がありましたように、最後の部会審議ですので、両調査の答申案について審議していただくこととしております。

医療施設調査の答申案につきましては資料4、患者調査の答申案につきましては資料5でございます。

答申案につきましては、本部会の指摘により、調査事項が変更された場合には「申請案」と「統計委員会修正案」という形で、比較できるような表を盛り込んでおります。

最後に、資料6ですが、本部会審議の際に出されました意見に基づきまして、部会長が作成されたメモの案です。いわゆる「部会長メモ」の案でございます。

本日、お配りしている資料は以上となります。

お手元に、もしない場合には、お申し出いただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、まず、前回部会で出された意見等に対する回答について審議を行います。

続いて、医療施設調査において新たに生じた変更事項について審議を行い、その後に、両調査の答申案や部会長メモの案について審議を行います。

それでは、前回の部会において、皆様から意見等として出された事項に対する回答について審議を行いたいと思います。

まず、本日お配りしている資料2を御覧いただければと存じます。

それでは、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 資料2を御覧ください。

1番の「調査事項の変更について」の「(1)病院票」「(17)救急医療体制」に関する指摘事項です。

指摘事項の①ですが、前回の資料2で示された指摘事項①に対する回答の第1パラグラフの記述は削除した方が良いのではないかという御指摘でしたが、御指摘のとおり、以下の記述は削除しまして、資料2別添1のとおりとしております。

資料2別添1は後に付いておりますが「回答」の1パラグラフ目のところが「救急医療体制は、調査時点での明確な状況を把握することが重要な項目であると考えており、単年の結果表章を予定しているため、調査結果の利活用の面において支障はないと考える。」という記述を削除いたしまして、資料2別添1のとおりとしております。

次に、2番目の「前回答申における今後の課題の対応状況について」の指摘事項の②に

ついてです。前回部会の資料2別添で示された都道府県等へのアンケートは、どのような回答形式であったかということですが、前回資料の2にありました横長の平成26年医療施設静態調査でのオンライン調査の導入に向けての検討状況の1番に、都道府県等に対するオンライン調査についてのアンケート調査がございまして、これにつきましては、平成23年の調査実施後に、平成24年2月から3月に、都道府県に対してメールでアンケートを送付しております。

指定都市・中核市・保健所設置市へは、都道府県より転送していただいております。

利用申請をしなかった理由、オンライン調査の問題点と要望等につきましては、自由記載による方法で行っております。

続いて、指摘事項③についてです。このアンケートで回答が得られなかった自治体は、どのようなところかという御質問でしたが、115自治体のうち84回答があり、それ以外につきましては、回答が得られなかった理由については特に把握をしておりませんが、ただいまの資料の2ページ目の「アンケートの未提出状況」の表にありますように、都道府県に比べて、指定都市・中核市・保健所設置市での未提出の割合が高くなっております。

また再掲でオンライン未導入の自治体はどうかということも見てみましたが、特に未導入のところが回答していないという傾向ではありませんでした。

次に、指摘事項の④です。

前回の資料2別添で示された「2. 一般診療所票及び歯科診療所票へのオンライン調査導入の検討」で、電子調査票の利用状況については削除した方が良いのではないかと御指摘を頂きましたので、以下の記述は削除しております。

「一般診療所及び歯科診療所においては電子調査票等の利用状況が低く、オンライン調査の利用率向上は見込めないのではないかと思料。」という部分は削除いたしまして、本日の資料2の別添2のとおりとしております。

それから指摘事項⑤です。

「一般診療所の一部について試行的にオンライン調査を導入するということだが、歯科診療所について試行的に導入しない理由を整理すること。」ということですが、オンライン調査の利用の促進を図るために、平成26年では、試行的に一部の診療所についてオンライン調査の導入を行う理由としまして、1点目は、オンライン調査の利用により、経路機関である都道府県・保健所の業務量が増加することとなるため、試行においてはその業務負担をできるだけ低く抑える必要があることです。

2点目は、平成26年予算では、病院票のオンライン調査の経費のみが認められておりまして、複数のオンライン調査票の開発、コールセンター体制の増強等の経費を追加することは難しいこと等の理由から、試行的に調査をするものは1種類としております。

また、今回、試行するに当たりまして、今後の導入に向けた検証を行うためには、一定のオンライン調査の利用率が必要となりますため、電子レセプトのオンライン請求の件数を参考といたしまして、低調である歯科診療所ではなく、一般診療所を対象とすることと

いたしました。

一般診療所は歯科診療所に比べまして、調査対象数も多く、一般診療所票は調査事項も多岐にわたっておりますので、一部の地域の一般診療所について試行的に導入をすれば、次回に向けての課題や問題点を洗い出すことができるのではないかと考えております。

次の指摘事項⑥は、「一部の地域の一般診療所とは、どの程度の規模を考えているのか整理すること。」ということですが、今回の試行的な導入に当たりましては、選定は都道府県を通じて全ての保健所に対して意向確認をまずしたいと考えております。

導入の要望があった保健所において、オンライン調査を実施したいと考えております。

導入可能な保健所が少なかった場合には、前回調査の病院票の実績を考慮しながら、当省から依頼をして、全国7ブロック別に最低2程度の保健所を確保したいと想定しております。

指摘事項⑦は、「インターネットの環境が整っていれば、オンライン調査に対応できるはずなので、一般診療所と歯科診療所について、インターネットの環境が整っているかどうか聞いてみてはどうか。」という御指摘でした。

これにつきましては、一般診療所票と歯科診療所票の紙の調査票の欄外事項におきまして、オンライン調査の希望を聞くことにしておりましたが、加えてインターネットが利用できるパソコンの保有状況についても把握することとしたいと思っております。

次のページのところが欄外事項の質問事項となります。

3番の「医療機能の分化・連携の推進への対応について」の指摘事項⑧は、「地域連携クリティカルパスについては、厚生労働省の所管部局において委託調査を行っているということだが、委託調査とは全数調査なのか。また都道府県にデータを提供しているのか。」という御質問でした。

調査の概要は、次のページのところに記載していますが、医療施設全数を対象とした調査ではありません。また、この病院機能に関する実態調査は、地域医療支援病院の承認要件の見直しについての検討会で使用するための調査でありまして、所管部局である医政局に確認をしたところ、都道府県へのデータ提供は行っていないということでした。

なお、地域連携クリティカルパスの有無につきましては、医療機能情報提供制度の対象項目となっております。医療機関から都道府県への報告があるため、都道府県においては別の方法で把握が可能となっております。

資料2につきましては以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

何かありますか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 表現のことで申し訳ないのですが、2ページの⑤の一般診療所の一部について

て、試行的にオンライン調査を導入するのだが、歯科診療所についてはやらないという理由を整理することについてです。この課題に対するお答えなのですが、恐らくそういう意図ではないと思うのです。

この（１）ですが、オンライン調査の利用により、経路機関である都道府県・保健所の業務量が増加することになるため、その業務負担をできるだけ低く抑える必要があるとされていますが、余り良い理由ではないように思います。これですと、急激にそれだけの業務に対応するだけのマンパワーがないという理由にいきなり行くことになります。

もしそういう事態が懸念されるということになれば、本調査にも支障が出かねません。調査には限られたマンパワーで対応するしかないわけですし、付加的な人員が必要であるとするならば、前から計画して人員配置をすれば良いわけです。そうではないということであるならば、また一時的にそのための人員を確保するということがコスト的にもそのほかの理由でも難しいことであるならば、一時的な急激な人員の増加に対応するだけのマンパワーやインフラがない状況で調査を実施することを避けるため、なるべく業務の量を増やさないように、低く抑えたいという、つまり仕事をさせないようにしたいと読めてしまいます。しかし、ここはそういう意図ではないと思います。ただ、これを統計委員会の委員がお読みになるわけですから、経路機関には本来の業務をきちんとやっていただいて、それにプラス付加的なものに余り過度な負荷がかからないことが大切ですので、そのように書き改められたらいかがでしょうか。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

多分、その必要があるというところで、津谷委員から御指摘があったのですが、恐らくここで厚生労働省の意図としては、業務量が増加することに関連して、その増加に対応するだけの準備がないということが実態としてありますので、そういう意味では、それに耐え得るような状況ではないというような書き方をされた方がよろしいのではないのでしょうか。

つまり、業務の負担量を抑える必要があるかどうかというのは、実はオンライン云々に関わらず、多分、ある意味では共通の問題であろうと考えますので、そういうところに落とし込まないで、現時点としては、確かにずっと言われているみたいに、高齢化等が進んでおりまして、そういう業務を試行的にでも実施するだけの準備が整っていない実態というのは、実際あるわけですので、そういう意味で、この試行に対して、対応するだけの準備が整っていない状況が実態としてあることを訴えるのが良いのではないのでしょうか。多分そういうことが理由になってくるのだと思うので、負担量の必要云々というところではない書き方の方がよろしいかもしれません。

そういう言い方を実施部局がされても、もしかしたら委員会の方から更に説明が求められるのではないかというような指摘ではないのでしょうか。

どうぞ。

○津谷委員 これはそういう表現の問題だけではなくて、前向きであることが正しく伝わ

るように答申を書いた方が良いと思います。（２）で終わっているのですが、むしろ私は３ページ一番上の最後のパラグラフ、つまり「一般診療所は歯科診療所に比べて、調査対象数が多く」というこのパラグラフですが、これはとても良い理由ですので、順番をむしろ逆に書くべきではないかと思います。

なぜ今回歯科診療所の一部をオンライン調査の試験調査対象にしないのかという理由を述べるときに、この部分を逆に書けば、まず歯科診療所の数は、一般診療所に比べてずっと少ないのだということが最初に述べられます。そして次に歯科診療所の調査票に比べて、一般診療所の調査票は質問項目が多岐にわたっており、その恐らく相当部分が歯科診療所と重複しているため、歯科診療所を対象として試験調査を実施しなくても、一般診療所を対象とした調査で十分必要とする情報が収集できるということを述べる。そして、質問項目が重複しているのであれば、数をはるかに多い一般診療所を対象として実施した方が、対象数が多いものの方が統計の集計結果は安定するわけですから、統計的にも意味があります。そういう意味でここをもう少しうまく書いて、これを３番目の理由としてお書きになった方が、より建設的な説明ができるように思います。もちろん間に入られる市区町村や保健所の御負担はよく分かっていますが、この調査は政府基幹統計調査であって、その結果が行政に資するということが目的ですから、それを踏まえてお書きになるとより良い説明ができるように感じます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

一般診療所にも試行していただくということで、大変御努力していただきまして、ありがとうございます。こういう回答を頂きましたので、そういう意味から、やはり時間的、予算的に制約がある中で、数としても大きい一般診療所を試行的に行うことによって、歯科診療所についても、その問題点を応用できるのではないかなというようなこと。つまり、実施するというのをもう少し積極的に出されて、歯科診療所については数も少ないから良いのではなくて、自分たちとしては最大限をやっている、その最大限やった試行に対して、歯科診療所についても現時点ではその結果を応用していくというような書きの方が積極的な取組ではないかという、かなり建設的な御意見だったと思います。多分、そちらの方が解釈していただくとしても良いのではないかなと思いますので、少し書き直しをしていただければと思います。

特にありますか。

１点だけ、すごく細かい点ですけれど、「アンケートの未提出状況」のところなのです。２ページのところで、オンライン未導入だからといって、必ずしも未提出が多くなかったという御説明だったと思うのですが、少しこれは読みづらく感じました。普通は提出された方の分布と提出されなかった方の分布を見比べて、それで同じであれば、そんなに導入していないからといって、未提出率が高いわけではないと簡単に解釈できるのですが、この数字がそういうことを意味しているわけではないので、少し出し方を工夫された方が理解しやすいと思いました。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 はい。分かりました。

○白波瀬部会長 ほかにこの時点で何かありますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、この件については、幾つか御意見を頂きましたが、それ以外特に御意見がないということですので、御了承いただいたものといたします。

次に、医療施設調査における変更の追加について審議を行いたいと思います。

まずは、変更の内容について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 資料3を御覧ください。

まず「1 変更箇所」ですが、病院票の「(5)許可病床数」のうち、一番下の欄に「介護保険移行準備病棟(再掲)」がございましたが、これを削除します。

「2 変更理由」ですが、まず「介護保険移行準備病棟」の説明になりますが、これは病院の療養病棟の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるために設けられた経過措置となります。いろいろな条件を満たせば、平成24年3月31日までの間、いつでも介護保険移行準備病棟へ移行し、療養病棟入院基本料の算定が可能となるものです。

平成24年度の診療報酬改定によりまして、経過措置が平成26年3月31日まで延長されておりました。その後も更なる経過措置の延長について検討がなされましたが、診療報酬、2年ごとに改定をしております、平成26年度の診療報酬改定では、経過措置の期限を延長しないこととなったことから、当該病棟が廃止されるために削除としたものです。

次のページの「3 諮問後に変更することとなった理由」ですが、ただいま申し上げましたとおり、平成24年の診療報酬改定で経過措置が延長となりまして、引き続き検討されておりました。その3番目の下から5行目のところの「平成26年度診療報酬改定について」の答申が前回の部会の後の2月12日に出されまして、当該病棟の期限延長が行われないことが確定しましたので、諮問後ではありますが、調査項目の追加変更を申請するものです。

なお、この病棟の期限延長を行わないことにつきましては、「平成26年度診療報酬改定について」の答申等の資料には明記されておりませんが、保険局へは確認済みとなっております。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件については、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

なお、本件については、本日お示しする医療施設調査の答申案には記載されておられませ

んが、本日の部会審議の結果を踏まえて、答申案に審議結果を記載する予定でございます。

それでは、答申案の審議に入らせていただきます。

医療施設調査の答申案は資料4、患者調査の答申案は資料5になります。

最初に、医療施設調査の答申案の審議を行い、次に患者調査の答申案の審議を行いたいと思います。

まず、医療施設調査の答申案の構成について、御説明いたします。

資料4を御覧ください。

答申案は、最初に前文がございます。

次に、前文の下1つ目の項目である「1 本調査計画の変更」がありまして「(1) 承認の適否」には、厚生労働大臣から諮問のあった医療施設調査の変更について統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しています。

また「(2) 理由等」では「ア 調査事項の主な変更」及び「イ 集計事項の変更」の2項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容や適否の判断、判断理由、必要に応じて修正点を記載しています。

「ア 調査事項の主な変更」では、前回部会で御了承いただいたとおり、部会で審議された事項のうち、注書きの表現や設問の配置の変更など、変更内容が軽微と考えられるものや、法令の改正などに伴い、当然生じる変更内容に係るものは、除く形で整理しております。

1ページから12ページ中ほどまでが「調査事項の主な変更」、12ページ中ほどから「集計事項の変更」について、記載しております。

それから、13ページからは「2」として、前回答申における今後の課題への対応状況について、14ページの中ほどからは「3」として「今後の課題」について、それぞれ記載しております。

最後の「今後の課題」については、これまでの部会審議の中で、今後、調査実施部局である厚生労働省において、検討する必要がある事項について記載しているものです。

では、答申案の審議に入りたいと思います。まずは「1 本調査計画の変更」についてです。

「(1) 承認の適否」については「(2) 理由等」の検討を行った後で、確認させていただきたいと思いますので、まず「(2) 理由等」を御覧ください。

「(2) 理由等」では、統計審査官室が作成した審査メモに基づき、本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画の修正点を記載しています。

では、まず病院票、一般診療所票及び歯科診療所票に共通する調査事項についてです。

答申案1ページの「(ア) 変更事項1」を御覧ください。

ここでは、救急医療体制に係る調査事項について、救急対応区分に関し、診療科区分から疾患区分への変更、一週間における救急対応の可否の把握形式に関し、対応可能日数から対応の可否への簡素化等の変更を計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、2ページの表2の指摘のとおり「対応している」場合の内訳として「ほぼ毎日」及び「ほぼ毎日以外」の選択肢を設ける修正を行う必要があるとの意見を付しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承させていただきます。

続きまして、病院票及び一般診療所票に共通する調査事項についてです。

答申案2ページの「(イ) 変更事項2」を御覧ください。

ここでは、委託の状況に係る調査事項について「給食（患者用）」「滅菌（治療用具）」「保守点検業務（医療機器）」及び「検体検査」の項目について、院内・院外別の委託先区分を削除することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案2ページの下の方にあります「(ウ) 変更事項3」を御覧ください。

ここでは、診療録電子化（電子カルテ）の状況に係る調査事項について「活用状況の範囲」を把握する項目を削除することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 では、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案3ページ中ほどの「(エ) 変更事項4」を御覧ください。

ここでは、医療情報の電子化の状況に係る調査事項について「データの保管を行う場所」「データの利用範囲」「患者への情報提供の方法」及び「SS-MIX 標準化ストレージ」について把握する項目を追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、表6の指摘のとおり「データの利用範囲」の選択肢に関連し、ほかの医療機関等とのネットワークの有無を把握する補問を追加し、また、5ページの表7の指摘のとおり「患者への情報提供の方法」の選択肢の文言について、疑義を招かないよう修正等を行う必要があるとの意見を付しておりますが、これによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分についても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案5ページの「(オ) 変更事項5」を御覧ください。

ここでは、遠隔医療システムの導入状況に係る調査事項について、9月中の取扱延件数

を把握する項目を追加することを計画しております。

つきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので「適当」として
おりますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案5ページの下の方にあります「(カ) 変更事項6」を御覧ください。

ここでは、検査等の実施状況に係る調査事項について、保有するMRI検査機器の磁場強度区分を細分化することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので「適当」として
おりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案6ページの「(キ) 変更事項」を御覧ください。

ここでは、病棟に勤務する保育士に係る調査事項について、調査対象範囲を、従前の子供の患者のケアを行う保育士及び院内保育を行う保育士から、子供の患者のケアを行う保育士
のみに変更することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、7ページの表11の指摘のとおり、注書きを「子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務
している保育士は含みません。」に修正を行う必要があるとの意見を付しておりますが、
これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、病院票に関する調査事項についてです。

答申案7ページ中ほどの「(ク) 変更事項8」を御覧ください。

ここでは、オーダーリングシステムの状況に係る調査事項について、導入している場合のシステムの種類を把握する選択肢に「その他」を追加することを計画しております。

また、医療用画像管理システムの状況に係る調査事項について、導入予定時期を把握する項目を追加することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」として
おりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、一般診療所票に関する調査事項についてです。

答申案 8 ページの「(ケ) 変更事項 9」を御覧ください。

ここでは、レセプト処理用コンピュータの状況に係る調査事項について、今後の導入予定時期を把握する項目を追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分につきましても、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案 8 ページの下の方にあります「(コ) 変更事項 10」を御覧ください。

ここでは、歯科設備に係る調査事項について、デジタルX線装置(アナログ)等の選択肢を削除することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案 9 ページの「(サ) 変更事項 11」を御覧ください。

ここでは、従事者数に係る調査事項について、管理栄養士の従事者数を把握する項目を追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、歯科診療所票に関する調査事項についてです。

答申案 10 ページの「(シ) 変更事項 12」を御覧ください。

ここでは、委託の状況に係る調査事項について、滅菌(治療用具)等の委託状況に関する項目を削除するとともに、技工物の委託先区分に関し、院内・院外別を削除する一方、国内・国外別を追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案 10 ページの下の方にあります「(ス) 変更事項 13」を御覧ください。

い。

ここでは、レセプト処理用コンピュータの状況及び診療録電子化、いわゆる電子カルテの状況に係る調査事項について、導入予定時期を把握する項目を追加することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案 11 ページの下の方にあります「（セ）変更事項 14」を御覧ください。

ここでは、インプラント手術の実施状況に係る調査事項について、9月中のインプラント手術の実施状況を把握する設問から、9月中だけでなく通常のインプラント手術の実施状況を把握する設問に変更することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてしておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、答申案 12 ページ中ほどの「（ソ）変更事項 15」を御覧ください。

ここでは、歯科用アマルガムの使用状況に係る調査事項について、追加することを計画しております。

これについては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてしておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

次に「集計事項の変更」についてです。答申案 12 ページ中ほどを御覧ください。

これについてですが、今回の調査事項の変更に伴い、関連する集計事項を変更するものです。

これにつきましても、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてしておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

それでは、次に、前回答申における今後の課題への対応状況について、審議を行います。

13 ページの上の方に、前回答申において指摘された今後の課題について、端的に記載しております。

また、この指摘事項について、厚生労働省が検討した結果の概要を表 20 として、13 ページにまとめております。

次に、13 ページの表 20 の下からの「以上の厚生労働省の検証・検討結果については」のところの段落ですが、厚生労働省の検討結果に対する、部会としての評価について記載しております。

それでは、概略について説明いたします。

まず、前回答申の指摘を踏まえ、厚生労働省が、都道府県等を対象としたアンケート調査や県、政令指定都市及び病院を対象としたヒアリング等を実施し、政府統計共同利用システムの要改善点やオンライン調査の導入の問題点等の把握に努めるとともに、前回調査での病院票による調査における利用実績を分析し、これらの結果に基づき、一般診療所等による調査への共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の可否を検討したことは、一定程度評価できるとしております。

しかしながら、一般診療所票及び歯科診療所票へのオンライン調査の導入を見送るとの結論については、その理由とされている業務負担の増加が具体的にどの程度見込まれるかが明らかになっておらず、必ずしも十分な検証・検討となっていない状況です。

また、オンライン調査については、昨年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」などにおいても、オンライン調査の推進を図ることとされているところです。

これらのことを踏まえますと、本調査における、平成 26 年調査において、オンライン調査の導入に伴う経由機関の業務量の増加の程度等を把握するため、少なくとも一部の一般診療所等を対象としてオンライン調査を試行的に実施する必要があると整理しています。

また、14 ページのところの「なお書き」のところですが、厚生労働省は、本委員会の審議結果を踏まえ、計画案を変更し、一部の地域内の一般診療所を対象に試行的にオンライン調査を導入し、一般診療所及び歯科診療所を対象とするオンライン調査の実施を検討するために必要な情報を得ることとしています。

以上、これらについて、何か御意見はございますか。

よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件につきまして、特に御意見がないようでございますので、御了承いただいたものといたします。

続いて、14 ページの「今後の課題」について審議を行います。

3 点ございます。

まず、1 点目の「(1) 時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定について」です。

本調査の調査項目については、これまで調査の都度、変更が行われてきており、その中には一度調査しただけで変更される例も見受けられます。

これについては、本調査で把握することとしている医療施設の分布及び整備の実態や診療機能が時代に応じて大きく変化していることから、これに伴い調査項目が変更されることはやむを得ないところでございます。

しかしながら、こうした変化の状況を的確に把握するためには、同一の調査項目による時系列的な把握を行うことも、一方で重要なことでもあります。

このため、厚生労働省は、本調査の調査項目の見直しに当たっては、変化への対応の要請のみならず、時系列的な把握の重要性についても十分留意して検討する必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 これについては、なかなか背反するところもありますので難しいのですが、これについても、特に御意見がないようでございますので、御了承いただいたものといたします。

続いて、2点目の「(2) 病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上について」です。

本調査においては、病院票については、前回調査から(政府統計)共同利用システムを用いたオンライン調査が導入されましたが、都道府県等でオンライン調査の対応の可否を判断している場合があったことから、その一部の都道府県等の管轄内の報告者である病院はオンライン調査の利用ができない状況でした。

この結果、前回調査では、オンライン調査の利用が可能な病院は全体の7割にとどまっており、経由機関がオンライン調査に対応しないこととしていたことから、オンライン調査の利用を希望していた病院が利用できなかった事例も見られました。

また、前回調査におけるオンライン調査の利用率は2割弱となっており、一定程度利用されているものの、より多くの利用が望まれる状況です。

このため、厚生労働省では、経由機関及び病院に対して、オンライン調査を実施するメリットを十分に説明・周知し、オンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上に努める必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございますか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私の理解が間違っていれば、直していただきたいのですが、15ページの上から2行目の部分なのですが、「共同利用システムを用いたオンライン調査が導入されたものの、」の次に「都道府県等でオンライン調査への対応の可否を判断している場合があった」とあります。これはまず全ての都道府県で判断をしたと私は理解したのですが、これを読んでいきますと、都道府県によって導入した場合と、導入しなかった場合もあるという

感じに読めてしまいます。

そして、都道府県がまず判断をして、その後で今度は経由機関である保健所が判断をするという二重構造になっていたわけではなかったのかなと思いますが、その部分は正しく表記をした方がよろしいかと思えます。

伺ったところでは、今回の調査については、もう全ての都道府県レベルでは、申請をするということになっているということですが、その次の保健所レベルでどうなっているのか私は知らないのですが、もう少し明確にそのような趣旨で書いておいた方がよろしいのではないかと思えます。

ですので、今回の調査の課題は、都道府県レベルでは一応クリアされている。ただ、その次のレベルの病院の中にはオンラインで回答したいのだが、経由機関がノーと言ったためオンラインで回答できないという場合があっては、残念なことになりますので、その部分をクリアする必要があると明確に書いておかれた方がよろしいのではないのでしょうか。

ということで、この部分の表現をファジーにする理由がよく分からないのですが、ただ、もし私の理解が間違っていて、都道府県の中に一部においてこのような対応があったのであるならば、これでよろしいかと思えます。

○白波瀬部会長 何か。どうぞ。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 都道府県レベルで対応できないとしたところは7件でした。それ以外でも、対応できないというところが100件あったところですが、全てのところで都道府県が判断したということではなくて、県によっては事前に病院に意向を聞きまして、オンライン調査をやらないという病院ばかりだったのでやりませんという都道府県もありましたことから、このような表現としております。

○白波瀬部会長 少し表現的に分かりにくいかもしれません。そこで何が問題かというのと、どういう書き方をしたらもう少し理解しやすくなるのではないのでしょうか。

どうぞ。

○津谷委員 余り細かいことを言っても難しいと思いますが、今のような御説明がなければ、この表現だけではそのようには読めなかったと思えます。

そうではなく、経由機関である都道府県及びその各都道府県の保健所がオンライン調査への対応を否とした場合があったためとはっきり書かれた方がよろしいのではないのでしょうか。

そういうことですね。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 はい。

○津谷委員 ですので、当該病院がオンライン調査で回答したくてもできなかったという場合には、当然のことですが、最終的な回答者である病院が希望するのであるならば、オンライン調査をしてもらうようにした方が良いという趣旨ではないかと思えます。

ちなみに、都道府県レベルでは7件あったとおっしゃいましたが、そのもう一つ下の層

であるところの経由機関についても、やはりきちんと働きかけて、調査対象となっている病院についても、できる限りオンライン調査に参加していただくような方向で、対応されたら良いと思います。

○白波瀬部会長 多分、ここでの津谷委員の御指摘は、幾つかの段階があって、最後の病院のところまで到達する前に、病院の意向を無視してというか、そこまで届く前にもうできないという状況がある。

ですから、少なくとも、そのような事例はなくしてもらった方が良いのではないかとこの趣旨だと思うのですが、余り細かく記載するのは、やはり私も得策ではないと思います。

ただ、あらぬ誤解を受けるのも良くないので、ここでの問題は、つまり本当は病院としては利用したかったのだが、利用できなかったという状況が生まれないようにというところが落としどころではないかと思います。

○津谷座長 検討してください。

○白波瀬部会長 ということですので、書きぶりを私と事務局と厚生労働省で、相談をさせていただきますして、調整して、部会長に御一任していただくということでよろしいでしょうか。

内容的には変わりません。書きぶりのところで少し工夫をさせていただきたいと思いません。

そのほかに何かありますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、こちらの件につきましては、内容としては御了承いただきましたが、書きぶりについて、修正を試みたいと思います。

では、次に、3点目の「(3)一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討について」です。

今回、厚生労働省は、当初計画案において診療所を対象とするオンライン調査の導入を見送ることとしていましたが、本委員会の審議結果を踏まえ、計画案を変更し、一部地域で一般診療所を対象に試行的に実施し、診療所を対象とするオンライン調査の実施を検討するために必要な情報を得ることとしています。

このため、厚生労働省は、一般診療所を対象とする試行的実施の結果を踏まえ、オンライン調査の実施に係る課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討し、次回の平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査へオンライン調査を本格導入することを検討する必要があるとしております。

これについて、何か御意見はございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件については、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

では、恐れ入りますが、冒頭の1ページにお戻りください。

これまでの内容を集約する形で「(1) 承認の適否」において、今回の医療施設調査における調査計画の変更については「承認して差し支えない」「ただし、以下の(2)理由等で指摘した事項については、計画を修正する必要がある」と結論づけております。

これは「(2)理由等」で計画の修正が必要とされた箇所について、調査実施者である厚生労働省が適切に対応することを条件に、承認をして問題ないとするものでございます。

「承認の適否」について「承認して差し支えない」とすることに御異議はございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 先ほどの書きぶりについては、こちらで修正させていただきますが、それを前提として、御異議なしと認めさせていただきますので、この部分については、当部会として了承したとさせていただきます。

どうぞ、津谷委員。

○津谷委員 また本当に細かいマイナーなことでも申し訳ないのですが、この答申案には表がたくさん出されていて、変更前と変更後、そして申請案等、統計委員会で修正が提案されたものについては、その修正案もきちんと出していただいています、大変読みやすくなっているという意味ではとても良いことだと思います。ただ、表によっては、余りにも字が小さくて、更にもその字がぶれていて読みづらくなっています。恐らくこの部分は修正はなさるのだらうと思いますが、フォントのサイズが大変小さいこともありますので、統計委員会に提出される時には、表の中に4つほど読みにくかったものがありますので、この部分もクリアになさった方が良くと思います。せっかくきちんと審議の経過を表にして、系統的に表示されていますので、字が小さくてぼやけて読めなくてはむしろ逆効果ですので、修正をお願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

視覚的なことは大変重要でございますので、内容が良くても、少し見えないと言われたら良くないので、そのところは十分注意して、この答申案の作成をお願いしたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

どうぞ、黒澤委員。

○黒澤委員 私の勘違いかもしれないし、前に戻ることでなり大変恐縮なのですが、少し気になっている箇所があります。11ページのインプラントとアマルガムのところなのですが、ここの変更後というのは、2月7日の部会で提出された資料で、修正案が提示されたものと違うような気がします。これで良かったのでしょうか。確認だけお願いします。

○金子総務省政策統括官付調査官 発言してよろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○金子総務省政策統括官付調査官 基本的に、答申の整理の仕方としては、仮に部会審議で何らかの修正意見が付された場合でも、前回の部会で御了承いただきましたとおり、注

書きなど細かい部分の変更については、非常にたくさんございましたので、主なものに限らせていただきました。このため、若干、部会の中で提示された修正案と異なっているケースもあろうかと思いますが、そうしたケースはそのような理由で違っているということです。

すなわち、答申案は、まず、基本的に、最初の申請案をベースとし、それについて部会審議で修正意見が付されたもののうち主なものについては、委員会での修正意見という形で整理し、注書きの変更など細かい部分の変更については、割愛させていただいているということでございます。

○黒澤委員 分かりました。

ということは、2月7日の議論の結果の概要が今日資料1として配られていますが、こちらではインプラントについて、3ページ目の「オ」のところに「所要の改善が図られたことから、部会として適当であるとされた。」とあるのですが、これはつまり2月7日に提示された案が適当であるとされたのだが、答申案ではその前のバージョンが掲載されているということであり、そういうこともあり得るということでしょうか。

○金子総務省政策統括官付調査官 ここは概要にも書いてあるとおり、説明文及び注書きに係る部分で、本来であれば、答申に全て記載すべきところなのですが、答申の性格上、主なものに限らせていただいたため、答申の中に出ていないというところはございます。

○黒澤委員 分かりました。では、部会で修正案が出てきて、オーケーとしても、答申案ではまた別のそれを修正する前のものの方がよろしいと事務局で考えた場合はそれが出てくるわけですか。

○金子総務省政策統括官付調査官 いや、前のものがよろしいということではなくて、部会の審議の中で出された修正案が最終的なものとして適当と判断されており、それは部会の審議あるいは配布資料という形で公にもオープンになるわけです。答申の整理の形として、今回の答申案についても、本来であれば、注書きとか説明文の変更も全て答申案の中に書き込むのが筋であると思うのですが、ただ、そうなりますと、非常に微細なものまで記載することになり、その結果、非常に長い答申案になりますので、主なものに限らせていただいているということです。

○黒澤委員 すみません。分かりました。

○白波瀬部会長 黒澤委員がおっしゃっているのは、多分、この11ページの変更後の表が最終バージョンになっていないということです。部会でも審議をしたのに、これがどうも最終バージョンになっていない。

○黒澤委員 なっていません。

○白波瀬部会長 これを再度、確認してくださいということですね。

どうぞ。

○津谷委員 私も黒澤委員の御指摘があってこの部分を見てみたのですが、これは12月13日に提示された歯科診療所票の10ページになりますが、その「(20)インプラント手

術の実施状況等」と「(21) 歯科用アマルガムの使用状況」について、これを今度は、2月7日の資料2の回答の5ページの下からのところでしょうか。この5ページから6ページのトップのところでは、修正前と修正案となっています。矢印は右から左に。この部分では、もとの修正前というものについては、調査票の該当部分そのままが移されていて、一方修正したものについては、この左側の修正案が示されています。この答申案の変更事項の14、11ページから12ページのところは、これは逆ではないですか。

という御指摘ですよね。

○黒澤委員　そうです。

○津谷委員　すみません。私も気が付かなかったです。

○金子総務省政策統括官付調査官　確認いたしました。

最終的に、部会で修正された案が、答申案に書いてある変更後のものと違うということなので、この取り扱いについても一度整理しまして、必要に応じ変更させていただきたいと思います。

○白波瀬部会長　多分、文脈というか、答申案の内容を文面という点ではかなり大きく書くということですので、技術的に最後というような感じがします。

○津谷委員　貼りつけ間違いではないでしょうか。

○白波瀬部会長　そこは分かりませんが、再度、一つずつこちらの事務局の方でも確認をさせていただいて、かなり細かな細部にわたった検討がなされまして、次々に資料請求もいたしましたので、限られた時間で作業を進める過程で、もしかしたら最終バージョンを反映しきれていないのかもしれないかもしれません。そこのところはこちらの方で、再度、確認をさせていただいて、せつかく部会でかなり時間を使って検討をいたしましたので、それが反映されるようにしたいと思います。

○黒澤委員　それが反映されないこともあるのだなと思って理解したところですが。

○白波瀬部会長　いえいえ。そういうことはございません。

御指摘ありがとうございます。

再度、こちらの方で注意深く検討をさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○山田統計審議官　すみません。あと、細かい点ですが、誤字が少し見つかりました。

10ページでございます。

「変更事項12」というものがありまして、こここのところの本文の1行目のところで、最後「滅菌」と記載しておりますが、これは「滅菌」の間違いです。表の中の変更理由のところにも、同じ箇所が出てまいりますので、今回、あわせてそこも修正させていただこうと思います。

失礼いたしました。

○白波瀬部会長　ありがとうございました。

細かいところですが、これも皆様の貴重な御指摘、御意見を踏まえまして、責任を持つ

て、事務局と調整の上、部会長で引き取らせていただいて、最終答申案を作成させていただきたいと思っておりますので、申し訳ないですが、御了承いただければ幸いです。

もし何か、お気付きの点がありましたら、この際とは申しませんが、どうぞ御意見ありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、以上について、まだ少し細部にわたって宿題が残ってしまいましたが、大筋として医療施設調査の答申案についての審議をここで終わりにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、続きまして、患者調査の答申案について審議を行います。

まずは、答申案の構成について、御説明いたします。

資料5を御覧ください。

答申案の構成は、基本的には、医療施設調査の答申案と同様です。

前文の後「1 本調査計画の変更」「(1)承認の適否」「(2)理由等」があります。

「(2)理由等」には「ア 調査事項の主な変更」「イ 集計事項の変更」及び「ウ 調査方法の変更」の3項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容や適否の判断、判断理由等を記載しています。

なお「(2)理由等」の「イ 集計事項の変更」につきましては、前回部会の際にお示しした構成案には含まれておりませんでした。患者調査においても、集計事項が変更されることから、追加しております。

1ページから3ページ中ほどまでが「調査事項の主な変更」、3ページ中ほどに「集計事項の変更」、3ページの下の方から4ページにかけて「調査方法の変更」について記載しております。

それから、4ページの中ほどからは「2」として、前回答申における今後の課題への対応状況について、6ページの中ほどには「3」として「今後の課題」について、それぞれ記載しております。

では、答申案の審議に入りたいと思っております。まずは「1 本調査計画の変更」についてです。

医療施設調査と同様に「(1)承認の適否」については「(2)理由等」の検討を行った後で、確認させていただきたいと思っておりますので、まず「(2)理由等」を御覧ください。

では、まず病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、一般診療所票、病院退院票及び一般診療所退院票に共通する調査事項についてです。

答申案1ページの「(ア)変更事項1」を御覧ください。

ここは、受療の状況を把握する調査事項について、副傷病名に係る選択肢の中の「高脂血症(脂質異常症)」を「脂質異常症(高コレステロール血症等)」に変更することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

続きまして、歯科診療所票に関する調査事項についてです。

答申案2ページの「(イ) 変更事項2」を御覧ください。

ここでは、傷病名に係る調査事項について、選択肢中の「歯の補てつ（冠、ブリッジ、有床義歯、インプラント）」を「歯の補てつ（冠）」及び「歯の欠損補てつ（ブリッジ、有床義歯、インプラント）」に分割することを計画しております。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

次に「集計事項の変更」についてです。答申案3ページ中ほどを御覧ください。

これについてですが、今回の調査事項の変更に伴い、関連する集計事項を変更するものです。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承を頂いておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

次に「調査方法の変更」についてです。答申案3ページの下の方を御覧ください。

今回、厚生労働省は、病院を対象とする4種類の調査票（病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票、及び病院退院票）による調査において、オンライン調査を導入することを計画しております。

また、従前から調査に用いられていたCD-R等の電磁的記録媒体の電子調査票及び今回導入するオンライン調査票に用いる電子調査票に、DPC調査及び電子カルテ等の情報を読み込む機能を新たに付加することとしております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいておりますので「適当」としてありますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○白波瀬部会長 それでは、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

それでは、次に、前回答申における今後の課題への対応状況について、審議を行います。

4 ページ中ほどに、前回答申において指摘された今後の課題について、①及び②として、2つの事項を端的に記載しております。

これら2つの指摘事項について、厚生労働省が検討した結果の概要を表3として、5ページにまとめています。

次に、5ページの表3の下から「以上の厚生労働省の検討結果については」のところの段落ですが、厚生労働省の検討結果に対する、部会としての評価について記載しております。

それでは、概略について説明いたします。

まず「① DPC 調査やレセプト情報の利用に向けた検討」については「表3」の「①」に記載している検討結果の内容を踏まえ、平成26年調査において、CD-R等電磁的記録媒体の電子調査票及び今回導入するオンライン調査票に用いる電子調査票に、DPC調査及び電子カルテの情報等を読み込む機能を付加すること。

また「② 政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の検討」については「表3」の「②」に記載している検討結果の内容を踏まえ、平成26年調査において、病院を対象とする調査にオンライン調査を導入することを踏まえ「前回答申の指摘事項に関する対応として評価する」としています。

なお、一般診療所及び歯科診療所へのオンライン調査の導入を見送ることについては「② 政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入の検討」において「なお書き」として、経路機関である都道府県の業務負担等の実態を把握する必要があること等から「現時点ではやむを得ない」と記載しております。

これらについて、何か御意見はございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件については、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 本当に細かいことで申し訳ありません。

単なる表現についてです。

6ページの「②」の最後ですが、「現時点ではやむを得ないものと考えられること」とすると、今までと同じような書きぶりになります。

これはこの部会の意見ですよ。

でもどうでしょうか。「次の点が認められることから、前回答申の指摘事項に関する対応として評価する」としては。

この対応はやむを得ないと考えられると思いますので、細かいことで済みません。

○金子総務省政策統括官付調査官 ②のところは、段落が2つあって、御指摘の部分はなお書きとして補完的に記載しているものです。主な部分について、最初のパラにあるとおり「計画していること」と「こと」で結んでいるという構成としております。

○津谷委員 ただ「考える」ではなくて「考えられる」の方が良いように思いますが、いかがでしょうか。

といったことは「現時点ではやむを得ないものと考えられる」は分かりませんが、「こと」は分かりました。

○金子総務省政策統括官付調査官 語尾については承知しました。検討させていただきま

す。

○白波瀬部会長 ではこの語尾もなかなか、引っかかり始めると気になります。こちらで引き取らせていただいて検討いたします。

ほかに何か御意見ございますか。

では、語尾のところを再検討させていただいて、基本的に御意見がないと御了解いただいたものといたします。

では、続きまして、6ページの「今後の課題」について審議を行います。

本調査については、今回の平成26年調査から、病院を対象とした調査において、新たに共同利用システムを利用したオンライン調査を実施することとしている一方、診療所を対象とした調査は、従来どおり、紙媒体等の調査票を郵送することにより実施することとしております。

オンライン調査については、昨年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」において、推進を図ることとされていることなどから、次回の平成29年調査では、今回導入を見送った診療所を対象とする調査においてもオンライン調査を導入することが求められます。

このため、今後の課題として、今回の平成26年調査における病院を対象とする調査でのオンライン調査の実施結果の分析や経路機関及び医療機関を対象としたアンケート調査の実施等を通じて、経路機関における調査関係業務の負担の状況、オンライン調査を実施する上での課題や問題点、効果等について十分な実態把握を行うとともに、その対策を十分に検討し、この結果を踏まえ、次回の平成29年調査に向けて、診療所を対象とする調査にオンライン調査を導入することを検討する必要があることとしております。

これについて、何か御意見はございますか。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 ここに是非書き加えていただきたいということではないのですが、オンライン調査をできる限り導入していくというのは、政府統計全体の方向性ですので、何度も申しましたが、これはこれで結構かと思うのですが、それと同時に、やはり調査によってある程度適・不適というものがやはりあるようです。以前に審議した厚生労働省の国民生活基礎調査なども同様の難しさがありました。たしか、専門委員から手段が目的化しないように考える必要もあるのではないかという御意見もあったように思います。

また、このこととは直接関係はないのですが、できる限り負担をさせずに回答していただくような環境作りが必要かと思えます。回答者の負担もそうですが、経路機関の負担に

についてもそうだと思います。

何度も言うようで申し訳ありませんが、回答した電子調査票を郵送するというあの部分ですが、何とかならないかなと思います。今、3.5 インチのフロッピーを読めるパソコンは余りありませんので、おそらく電子調査票のファイルをCD-ROMにコピーして、それを郵便局に持って行って郵送するという手間を何とか省くような配慮が必要です。これは電子調査票が使われていないのではなく、つまり電子調査票の利用が問題なのではなく、それを提出する手段、つまり方法・経路の問題であると思いますので、前にも申しましたが、メールの添付ファイル及びサイトにそのままアップロードできるようにしていくということも必要かと思います。いきなりオンライン調査に突っ走るということでもよろしいかと思いますが、既に電子化した調査票をもっと容易に提出できるような環境を整えていただくことも必要です、これにはそれほど初期投資はかからないのではないかと思いますので、そのことも検討していただけると大変よろしいのではないかと思います。

前回の部会で、確か総務省の政府統計共同利用システムの担当者の方が、電子調査票をメールもしくはサイトにアップして提出することもオンライン化の一部であると言っておられました。オンラインで直接答えるという本格的なオンライン調査でなくとも、インターネットを利用するという意味では、オンライン化の一部と考えられるというお話もありましたので、このことを議事録に書いていただきたいと思います。調査を実施する際に、調査票のファイルをCD-ROMにコピーをして、それを郵便局に持って行って送らなければいけないのと、そのままインターネットで提出できるものとは雲泥の差があります。今は自動的にPDFファイルに変換して上げるということもできるように思いますので、これについても御検討いただければと思います。これもオンライン化と考えられるのではないかなと思いますので、一応、記録として残していただきたく思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの津谷委員の御意見につきましては、かなりオンライン化全体の話にもなるかと思いますが、いかがでしょうか。

○津谷委員 オンライン化の方法はオンライン調査だけではないということです。

○白波瀬部会長 そういう意味でかなり根幹的な議論になり、提出方法の云々ということについてです。この時点で、答申として今後の課題というのは、この特定調査に関して、どのような課題をここで書き込むかということですので、今の御指摘はもう少し広い意味合いがありますので、そこを中に明示的にというのは少し難しいかもしれません。ただ、やはりオンライン調査をこれから促していく上での一つの問題として対処しなければいけないポイントの一つでもあるかと思いますが、議事録には残し、部会としての一つの重要なコメントなり意見として、記録として残していきたいと思います。

ただ、そのことについても、実質的には検討されるわけですので、その問題点のところ意識的に明記していただければと、それをまた具体的なものとして受けて、問題提起もすることができるかもしれません。その点もどこかに御確認というか、少し覚えていてい

ただけるとありがたいかなと思います。

ありがとうございました。

そのほかに、何か御意見ございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 それでは、この件につきましては、この提案につきまして、御意見がないと判断させていただき、御了承いただいたものといたします。

恐れ入りますが、冒頭の1ページにお戻りください。

これまでの内容を集約する形で「(1)承認の適否」において、今回の患者調査における調査計画の変更については「承認して差し支えない」と結論づけています。

「承認の適否」について「承認して差し支えない」とすることに御異議はございますか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 では、異議なしと認めますので、この部分については、当部会として了承とさせていただきます。

それでは、以上で、患者調査の答申案についての審議を終わりたいと思います。

幾つか御指摘等がございましたので、それにつきましては、最終案として事前に委員の皆様へ修正案を送付して、御意見を頂くというやり方になるかと思っております。

それでは、最後になりますが、資料6の「医療施設調査及び患者調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ(案)」を御覧ください。

これにつきましては、3月の統計委員会において、私から答申案の説明とあわせて、今回の部会審議において出された意見について「部会長メモ」の形で意見表明したいと考えております。

つきましては、その案について、委員及び専門委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、読ませていただきたいと思います。

医療施設調査及び患者調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に基づくメモ(案)

○ 統計調査のオンライン化の推進を図るための対応について

オンライン調査の推進については「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において「統計データについては、オンライン調査の徹底に関し、その推進を図ること」とされています。

これを踏まえ、平成26年に実施される医療施設調査では、従前からの病院票に係る調査に加え、一般診療所票に係る調査においても一部地域を対象にオンライン調査を導入することとされ、また、患者調査でも、病院を対象とした調査にオンライン調査を新たに導入することとされています。

こうした医療施設調査及び患者調査におけるオンライン調査については、総務省(統計局)が中心となって運用している「政府統計共同利用システム」を利用して実施されることと聞いております。

このため、オンライン調査の推進に当たっては、同システムについても、急激に変化している国民のオンライン利用の状況や関連技術等の動向を踏まえつつ、政府一体となって、より一層有用なものとなるよう、その改善に努める必要があります。今回の部会審議においても、答申には記載しておりませんが、審議協力者としてご出席の地方公共団体から、「統計調査のオンライン化を進めるに当たっては、経路機関における調査関係業務がオンライン上で簡単にできるようにし、当該業務の効率化につながるように配慮していただきたい」との意見も出されました。

オンライン調査の実施には、報告者の負担軽減や利便性の向上、正確な統計の作成など多くの面で大きなメリットがあります。同システムは各府省が共同で利用する基盤であり、各府省がシステムに対応するための業務処理手順の見直しや工夫を検討いただくことはもちろんですが、同システムの改善もオンライン調査の推進上、極めて重要であると考えます。

したがって、政府においては、同システムの改善をより一層推進する観点から、必要なリソースの確保、報告者・各府省からの改善要望等の更なる把握や共有などを行うことにより、政府一体となって改善の取組を行うことを、公的統計の整備について責任を担う統計委員会の一員として、期待します。

以上、報告します。平成 26 年 3 月 24 日 白波瀬 佐和子

これについて、何か御意見はございますか。

御意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

伏見専門委員、お願ひいたします。

○伏見専門委員 オンライン調査の推進を図るための対応として、その課題として挙げられていることが地方公共団体の方の効率化につながりにくいという課題しか挙げられていないのですが、現実的には、その調査対象者の協力も得られていないということから、調査対象者の方も、やはり何らかの要するにメリットを感じていないという大きな多分課題はあると思うのですが、その辺は書き加えるわけにはいかないのでしょうか、

○白波瀬部会長 最終的には、調査協力者の負担減ということですので、ここには報告者と大きな意味では入っているかとは思いますが、もう少し調査対象者を明示的に出すということは考慮したいと思います。

ありがとうございます。

ここで強調というのは、いろいろな段階がございまして、どこを強調するかというか、総花的なものを取りあえず記録として残すというのも一つの手なのですが、どちらかというと、今回の審議の中で、かなり明らかになってきたこととして、具体的に言ったら保健所の業務負担問題が、全面的に出てきました。ただ、部会審議の結果として調査対象者の意見というのは、ちょっと距離があるというか、調査というのはそこまであるべきなのですが、ただ、この部会の審議としては、なかなかそこまで具体的な根拠として出しづらいというところがございます。少しその辺りは難しいかもしれないと感じます。実際に窓

口というか、実施していただける方には、調査対象者さんからのクレームとか、いろいろな御不満というものもそこで受け付けていただかなければいけないというある意味での負担増になりますので、無関係ではないのですが、少し全体のバランスとしては、もしかしたら難しいかもしれないと思います。

津谷委員、どうぞ。

○津谷座長 部会長のおっしゃる意味は大変よく分かります。伏見専門委員のおっしゃることはもちろんそうなのですが、ただ、報告者からアンケートをとって、ここに来ていただいて、勉強会を開いたわけではありませんので、恐らくここでお書きになった意図というのは、政府の統計調査においてできる限りオンライン調査を推進していくのだということかと思います。そういう大きい方向性が出された中で、でもそれをやるための手段であるところの政府統計共同利用システムが、端的に言って、あまり使い勝手が良くないのではないか。このシステムを介してオンライン調査はやられるわけですが、いろいろな場所によく聞くのが、中間にある経由機関、つまり実際の審査・確認業務を行う市区町村や保健所や社会福祉事務所、特に市区町村における審査が非常にやりづらいということです。政府統計共同利用システムの利便性は徐々に向上されていると私も理解はしておりますが、そういう努力を更にやっていただきたいという要望があって、これを統計委員会で報告されるということなのだと思いますので、余り報告者のことまでここでは持ち出さない方がよいのではないかなと思います。そういう目的でこれをつくられたと理解をいたしました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

やはりもう一つのポイントは、政府一体となってというか、特定の実施府省のみならず、府省横断的にこの政府統計調査のオンライン化について、推進をしていただきたいというのが私どもからの要望という点もでございます。大変重要な御指摘なのですが、一応、調査対象者ということになると、個別調査になってしまいますので、伏見専門委員、どうでしょう。そこはもうざっくりと報告者の中に入れてしまうというか、あえて出さない方向でやらせていただいた方がよいのではないのでしょうか。

○伏見専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 すみません。ありがとうございます。

どうぞ。

○伏見専門委員 もう一点、細かいことなのですが、急激に変化している国民のオンライン利用の状況と書いてあるのですが、これは具体的にどういうことをイメージしているのかというのと、これが文脈的にどう関係しているのでしょうか。

○白波瀬部会長 それは正に、今、伏見専門委員の方からあった調査対象者と連動しているといえばそのとおりなのですが、恐らく国民のといった中で、オンラインの変化についていっている人とついていない人がやはり混在し、オンライン調査と一言で言っても、そののでこぼこについては、なかなか難しいことがあるといったことをここでは何となく含んでいるのではないかと思うのですが、少し言葉としては分かりにくいですかね。

どうぞ。

○津谷座長 そう言われてみれば、私も聞いていて、分からなかったのですが、私が読んだのは、むしろ国民つまり回答者側からみてオンライン化が進んでいるからということですか。

ですので、データの処理能力やスピードも向上し、それに合わせてこのシステムも改善が必要と私は読んだのですが、ただ急激に変化している国民のオンライン利用の状況というところ、確かにおっしゃるようなどういうことなのか分かりにくいと思います。それをもっと具体的に述べたいというお気持ちではないか、私はむしろオンライン化が進んでいるからと読んでしまったのですが、違うのでしょうか。

○白波瀬部会長 専門委員の方々は、いかがでしょうか。

○伏見専門委員 まず、そもそも国民が利用しているオンラインは何かあるのかなというのが一つ疑問だったのと、これは要するに IT に対する適応度とか、それぞれの利用能力といったことにかなりばらつきがありますから、そういうことを意味しているのかなと。

要するに一部の人はずごくよくできますが、一部は非常に対応できていない人もいますか、そういうことを意味しているのかについて。少しいろいろなことを考えて、余りはつきりしないのではないかと。

○白波瀬部会長 でも、重要なところで、実は津谷委員と伏見専門委員の御意見を折衷したようなイメージがここにありまして、確かに IT 環境としては、かなり進んでいると言えば進んでいるのですが、それを最大限に活用している層というのは、極めて限定的で、実はこのオンライン調査について、結局問題になっているのは、目まぐるしく変わる IT 環境に実は十分ついていっていない状況がある意味で問題になっているとも考えられます。ここでは余り一般的な話ですからね。多分、オンラインといたら、もっと本当に大きな IT 環境みたいな話になってきますから、ただ IT 環境というのは、日進月歩でやはりかなり進んでいるわけで、今、津谷委員もおっしゃったように、かなり進んでいるので、その観点から言うと、非常に遅れている我が国の統計行政はその危機感をもってグローバル社会の問題を明確にするのは、一方で重要なポイントだと思います。

動向を踏まえつつというのは、まさしく日進月歩の進んでいる方をここでは一応言おうとしているのですが、ただ、実際のこの部会のところで審議になったのは、そこに全くついていないところが問題になったように思うのですがいかがでしょうか。

伏見専門委員どうぞ。

○伏見専門委員 とすると、総論的に話しているのなら、ここに何もオンラインに限定せずに、IT 利用という形でもものすごく幅広く言っても、総論としては間違っていないのではないかと。ここでオンラインと限定してしまうのが、少し違和感があるので。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

どうぞ。津谷委員。

○津谷座長 ただ、この部会長メモのテーマが「統計調査のオンライン化の推進を図るた

めの対応について」となっていますので、ここからオンライン化というのを取ってしまうと、メモ自体が成立しなくなるのではないかと思います。

ただ、先ほどから伏見専門委員のお考えを伺っていて、また部会長のお答えも聞いていて、「急激に変化している」という部分を削除したらどうかと思いました。

「同システムについても、国民のオンライン利用の状況や関連技術等の動向を踏まえつつ」とすれば、この部分は大丈夫かと思えます。先ほど言ったように、全体ではオンライン化は進んでいます。つまり、オンライン化をインターネットへのアクセスと置き換えれば、たとえそれが施設であろうが、事業所であろうが、個人であろうが、そういう意味でオンライン化は進んでいるとは思いますが、ただその中で、当然多様化もしてくるわけです。オンライン化が進む中で、人口学者が言うところのサブポピュレーションが全て同じように変化するわけではないので、変化が起こる時多様化も進むというのはある意味当然のことです。そのような傾向がありますので、もしこの「急激に変化する」という表現が誤解を招くというのであれば、別にこのような表現を使わなくても、余り関係ないように思います。そこまで統計委員会で突っ込んだ質問が出てくるかどうかは分かりませんが、ただこのオンライン化の利用状況はきちんと把握しないといけないというのは、そのとおりだと思いますので、国民のオンライン利用の状況となさったら、少しはよくなるのかなとも思いました。

○白波瀬部会長 いや、実は、津谷委員がおっしゃっていることはすごくよくわかるのですが、どちらかというと、これは結構背景的な話で、結局オンライン調査を推進することは合意されていると思います。

でも、推進する背景は、逆に言えばすごく大きく捉えてもよくて、IT 関連というか、IT 環境については、やはり目まぐるしく、ものすごく変化しているわけです。一方、ここで逆に国民のオンライン需要の状況ということによって、現時点での状況が初期値になってしまうのは少し抵抗があります。

つまり、その全体的にオンライン利用を要するに推進していくということがポイントなわけなので、現時点でどうかというよりも、これはかなり背景的な一文として入れておけば良いのではないかとというのが私の意見なのです。

どうでしょうか。御意見があればご発言をお願いいたします。松原専門委員、いかがでしょうか。

○松原専門委員 私はこの文に関しては、全く違和感なくこれで結構だと思っております。

確認したい点は、これの文章の直接の話ではなくて、私の属しているところはシンクタンクですので、調査をしょっちゅうしておりまして、オンライン化したら、どれほど費用が削減されて、国の負担もどれほど減るかなといつも実感しております。

ですから、オンライン化というのは、確実に推進していく必要があると思っております。

それをもっと効果的にするためには、施設側の ID の統一をしないと、いろいろな調査がやはりあちこちでやられて、それを横並びにチェックするとか、結合するとか、ID が違

ってもできないのです。非常にもったいないので、ここを国が音頭をとってやっていただかないと、どこもできない話ですので、これを是非推進していただきたいというのがあります。

もう一つ、この医療施設調査と患者調査のすばらしい点は、回収率の高さにございます。

非常に高いほかの調査と比べても、ダントツに高い。この理由として、やはり保健所が絡んでいるということが非常に大きいです。このオンライン化を進めることで、そうした回収率の影響というのは、何か影響があるのかないのか、それを非常に危惧しているのですが、そこはいかがでしょうか。

○白波瀬部会長 オンライン化によって、もしかしたら、その回収率に変化があるかどうかということですか。

○松原専門委員 それをどう思っているか、又は、対策をとるのかという点です。

繰り返しますと、オンライン化は進めなければいけないのだが、一方で、これで回収率が下がったら、何の意味もなくなりますので、そこについてです。

○瀧村厚生労働省統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室長 今までの審議でもありましたように、やはり、経路機関の業務量が多ければ、そこは回収率なり、提出の遅れなどにもつながってくる可能性もありますし、調査対象者の方でも、やはりこれも繰り返し出されていることではありますが、メリットがなければ、もしかしたら回収率に響く可能性はあると思います。

その辺は、今回やろうとしている欄外事項の調査の中で、調査対象者の IT 状況といえますか、そういったものとかも、調査をすることにしております。

今、申した経路機関の中で、受付審査が煩雑化すれば、提出の遅延が出る可能性はあると思います。

○白波瀬部会長 やはり変化するには、なかなか初期投資が必要でございまして、これは前回の統計委員会でも委員長の方からあったのですが、もう 10 年たてば多分いいということは分かっているが、今はなかなかそこまで行かないというような初期投資に時期をどれだけコスト分散して進めていくかというようなこともあります。ただ、現時点でどうかという話を無視はできませんので、そういう意味でこういうメモを作って、トップダウンではなくて、常に現場の声、問題点を積極的に考慮に入れて進めていただきたいというのを部会長メモで提示するというのが、目的でございます。ですから、今、松原委員がおっしゃっていることについては、実際に確かに ID が一緒だったらいいなとかというのは、ちょっと越境というか、現部会での検討を超えてしまいますので、大変重要な点ではあるのですが、それを含めて、やはりオンライン調査ということだとは思っています。

御意見としては承っておきたいと思います。

○松原専門委員 その意味では、後半の話で、この調査がオンライン化によって、一度回収率が下がってしまうと、また上がってくるのはよほど罰でも与えないと難しくなってしまうので、非常にそこは慎重に手を打っていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 これは確かに、オンライン調査をやったからと言って、全てがバラ色になるわけではないということです、それについては、考慮に入れる必要があるということをご追加をさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

黒澤委員、何かございますか。

○黒澤委員 第3パラのこのためのことについては、皆さんの御意見は本当に分かるのですが、このままでも良いのではないかと私は思います。

○白波瀬部会長 大変、貴重な御意見を頂きまして、こちらで取りまとめさせていただいて、熟慮の上、再度、答申案を皆様方に提示し、御意見を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

何か御意見が特にございましたら、一言、二言、言いたいという御意見がございましたら、どうかよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

東京都、神奈川県からも御出席いただいているのですが、このような形で対応をさせていただければと思うのですが、何か御意見等ございましたら、どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

東京都さん。

○松原東京都情報化推進担当課長 御意見というよりは、もう大分言わせていただいたので、このような形でまとめていただいて、私どもも業務の効率化ということでのオンライン化というのは、反対するというよりは、まさにそれを求めるものですので、そういう意味では、システムの改善というのは、本当にお願ひしたいことだと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

神奈川県さん、何かありますか。

○佐藤神奈川県健康増進課主事 神奈川県はこのままで大丈夫です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、最終的に私の方で引き取らせていただいて、御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上でございます。

本日の審議を受けまして、幾つか修正点等ございましたので、これらの箇所表現などについては、部会長の私に御一任いただきたいと考えております。

なお、修正を行った答申案は、後日、事務局から委員、専門委員の皆様にお送りいたします。

それでは、答申案全体については、しかるべく修正を行うことを前提に、本部会として、了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

了承いただきました答申案は、所要の修正の後、3月24日月曜日に開催予定の統計委員会に提出し、今回の部会の結果概要とあわせて、私から報告することといたします。

本部会における医療施設調査及び患者調査の変更に係る審議は、本日をもって終了となります。したがって、3月7日金曜日の予備日には、本部会は開催いたしませんので、御注意ください。

1月から4回にわたりまして、皆様に御審議いただいた結果、答申案を取りまとめることができました。

各委員、専門委員を初め、御参加いただいた皆様に、部会長として厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、部会審議は、これで終了いたします。